

様式第1号

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第4回 所沢市障害者施策推進協議会
開催日時	令和2年12月21日(月) 午前10時00分から正午
開催場所	所沢市役所 8階 大会議室
出席者の氏名	吉田 修、玉津島 滝子、仲 重夫、木村 栄、粕谷 廣子、 久保田 さおり、中島 亜希子、本橋 幸太郎、鈴木 喜代子、 宮本 英行、渡邊 紀代子、巖淵 守、田中 英樹、 三好 尉史、谷田 悦男、小内 正秋 以上16名
欠席者の氏名	井上 祐子、熊谷 大、齊藤 秀行、高野 淳
議 題	① 第4次所沢市障害者支援計画の進捗状況について ② 第5次所沢市障害者支援計画素案
会議資料	1. 会議次第 2. 委員名簿 3. 前回会議からの変更点について 4. 第3回所沢市障害者施策推進協議会 主要な意見・意見への対応 5. 第5次所沢市障害者支援計画素案 6. 第4次所沢市障害者支援計画進捗状況 7. 第4次所沢市障害者支援計画各施策の目標値及び実績値一覧 8. 第4次所沢市障害者支援計画各施策に対するご意見と回答
担当部課名	福祉部次長 並木 和人 障害福祉課 齊藤主査、井上主査、森田主任、山田主任、 星野主任、奥住主任、宮崎主事 こども福祉課 岩雲課長、長池主査 保健センター健康管理課 小野寺主査 (事務局) 福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	開 会
事務局	—資料確認—
会長	—あいさつ—
	—傍聴者確認（傍聴者5人）—
会長	<p>《議題》</p> <p>議題（1）「第4次所沢市障害者支援計画の進捗状況」について事務局より説明し、ご意見・ご質問等は、説明後にまとめてお願いします。</p>
事務局	<p>第4次所沢市障害者支援計画各施策に対する意見について回答する。委員よりいただいた意見は1件。</p> <p>〈意見〉P48 大柱7 情報アクセシビリティの向上について、広報ところざわ12月号に手話トークが掲載された。所沢市障害もある人もない人も共に生きる社会づくり条例があるので、多くの市民へ手話を周知するため、今後、毎月載せてほしい。</p> <p>〈回答〉広報への掲載依頼は市役所全体からあり、時期やタイミングを考慮して、広報課が掲載記事を調整している。掲載できる紙面は限られているため、障害福祉課として連載希望は出しているが、毎月の掲載を確約することはできない。</p> <p>第4次所沢市障害者支援計画各施策の目標値及び実績値一覧について委員より意見は無かったが、達成率が大きく100%を超えた項目とやや下回った項目について補足説明する。</p> <p>大柱1 差別解消と権利擁護の推進</p> <p>〈所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例等の出前講座開催回数〉</p> <p>目標値が5回のところ実績は16回で目標値の320%。同条例の施行から間がなくニーズが高い。また受講者から口コミが広がり、他事業所より開催依頼が届くなど、順調に開催回数を重ねることができた。開催先は病院や消防、学校関係者等の公的機関から福祉事業所など幅広い。目標値は既に超えたが、最低でも3年間は5回以上の講座開催を継続していきたい。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの開催により講座開催回数が大幅に減少した。今後、開催回数自体は減少傾向となる可能性があるが、引き続き周知・啓発活動は継続していく。</p>

〈地域福祉センターの成年後見制度に係る相談件数〉

実績は644件で目標値の165%。右肩上がりとなっている。理由として、所沢市子どもと福祉の未来館のオープンから時間が経ち、相談窓口の周知が進んだことや出前講座の実施等により、成年後見制度の認知が向上したことが考えられる。

大柱2 社会参加の促進と協働の推進

〈所沢サン・アビリティーズを利用した障害者数〉

実績は8,072件で目標値の54%。体育施設を備えた所沢市子どもと福祉の未来館が開設したことや東京オリンピック・パラリンピックに備えてパラスポーツの練習施設が増え、利用者が分散したこと等が理由と考えられる。また、新型コロナウイルス感染症流行のため、令和2年3月から利用自粛のお願いをしているほか、カラオケ室・音楽室の貸出中止、自主事業のイベント中止、令和元年12月～令和2年3月まで床の張替工事で体育室の貸出中止等の影響も考えられる。今後は、新規利用団体の開拓等により、利用者数増加に努めていく。

〈障害者週間記念事業来場者数〉

実績は332人で目標値の60%。開催日数が従来の8日から7日に減少したこと等が理由と考えられる。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で所沢市子どもと福祉の未来館で開催予定だった記念イベントは中止したが、12月1日～7日の間に市役所1階市民ホールで障害者作品展を行い、延べ2,130名が来場した。今後も周知を進めていく。

大柱3 自立した生活の支援

〈福祉の総合相談窓口における相談件数〉

実績は9,462件で目標値の183%。福祉の総合相談窓口の周知が進んだことにより、各事業の相談件数が増えたこと等が理由と考えられる。

〈リハビリ相談（予約制）の相談者数〉

実績は30人で目標値の67%。体調不良等を理由とする当日キャンセルも多い。キャンセル者には別日程の案内や電話相談等により、後日フォローを行っている。今後も肩こりや腰痛等でも気軽に相談してもらえるよう取り組んでいく予定。

大柱7 情報アクセシビリティの向上

〈視覚障害者用広報利用者数〉

実績は57人で目標値の73%。機器の老朽化に伴い、カセット版の提供を廃止した影響が大きいものと思われる。

事務局より報告がありましたが、ご意見・ご質問はございますか。

会長

委員	<p>所沢市こどもと福祉の未来館内の電光掲示板はあまり使われていない様子。新型コロナウイルス感染症の注意喚起等を文字情報として流すことはできないか。</p>
事務局	<p>事実関係を確認し、後日回答する。</p> <p><地域福祉センターからの回答></p> <p>所沢市こどもと福祉の未来館内にある電光掲示は1階から3階の全ての階に連動しているもので、災害時に聴覚障害者に向けアナウンスが流れる仕組みとなっており、日常的な情報発信を目的としたものではありません。なお、未来館の臨時休館日や、未来館まつり等の未来館全体の大きな事業については、1～2月毎を目安に更新しており、現在は新型コロナウイルス感染症により事業の実施等が困難なことから、更新できていないものの、定期的な更新は必要に応じて実施しているところです。</p>
会長	<p>議題（2）「第5次所沢市障害者支援計画素案」について事務局より説明し、ご意見・ご質問等は、説明後にまとめてお願いします。</p>
事務局	<p>第5次所沢市障害者支援計画素案についてのうち、第3回の推進協議会で討議いただいた、第1章「計画の基本的事項」及び第2章「施策展開」について説明する。</p> <p>前回会議からの変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ページレイアウトについて <p>ページ番号をページ最下部中央からサイドの余白の下部に移動し、注釈をページ下部の余白部分に記載する。</p> ・ 目次構成について <p>第3章を計画の推進体制として掲げたが、施策をPDCAサイクルで回して推進する旨の記載のみで、章として独立させる内容がないため、第1章計画の基本的事項の4節目とした。</p> <p>第2章施策展開の3節目に障害福祉サービス等の目標値・見込量を記載していたが、第2章は障害者支援計画で目標値・見込量は障害福祉計画・障害児福祉計画と各々、性質の異なる計画に基づいているため第3章として独立させた。</p> ・ 第2章施策展開の構成について <p>素案P40 大柱4 支援体制の充実の「重度障害者支援体制</p>

の充実」は「医療的ケアに対応可能な体制の整備」のみ紐づけしたが「重度障害者への支援」「施設入所支援」を追加した。

また、アンケート結果の記載に多くのページを費やしていたが、課題に直接関係無い結果も記載されていたので、主要な課題の根拠として必要最小限のものだけ記載に変更した。

第3回所沢市障害者施策推進協議会にて委員よりいただいた主要な意見・意見への対応について説明する。

・素案P3 1 差別解消の推進と権利擁護の推進

〈意見〉 目標・指標「成年後見制度に係る相談件数」について周知を図る指標のため、問い合わせを受ける件数よりも、社会福祉協議会で実施している出前講座の講演回数を指標とする方が適切なのではないか。

〈対応〉 「成年後見制度に係る相談件数」を「障害者やその家族等に向けた成年後見制度に関する出前講座の参加者数」に変更。

・素案P3 5 社会参加の推進と協同の推進

〈意見〉 目標・指標「所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館を利用した障害者数」は、体育館のみの記載だが、視覚障害者がよく利用するサウンドテーブルテニス室の利用も含めることができないか。

〈対応〉 体育館を利用した障害者数をより正確に把握するためサウンドテーブルテニス室の利用人数を含め集計。「体育館等を利用した障害者数」に修正。

・素案P4 1 相談支援体制の充実について

〈意見〉 相談支援体制を担う相談支援専門員を増加させる旨を計画中に記載するが、相談支援業務に必要な県主催の初任者研修の定員が少なく、受講できない状態が続いている。他自治体と協力し働きかけた方がよいのではないか。

〈対応〉 計画上に具体的な手段を記載することは難しいが、「埼玉県に粘り強く要望を伝えていく」と記載。

〈意見〉 GHの数は増加しているが、重度障害向けの施設については不足している。重度障害に対応でき受け入れ可能な施設が必要。一步踏み込んだ支援内容をお願いしたい。

〈対応〉 素案P4 0 大柱4 支援体制の充実内「重度障害者支援体制の充実」について、今回は「医療的ケアに対応可能な体制の整備」のみを紐づけしていたが、「重度障害者への支援」「施設入所支援」を追加。

〈意見〉 目標・指標「所沢市こども支援センター（発達支援）の利用満足度」と記載しているが、これでは重度の方の満足度を測ることはできないのではないか。

事務局

〈対応〉 重度の方のみでなく「支援体制の充実」全体に係る指標となるため、現在の指標のままとする。

・素案 P59 情報アクセシビリティの向上について

〈意見〉 目標・指標に「ウェブアクセシビリティ向上のためホームページ操作研修の受講」と記載があるが、ホームページへの操作研修ではなく、行政サービスへのアクセスに変更した方がよいではないか。

〈対応〉 情報アクセシビリティ向上の取組は推進していく方向性であるが、現段階で、具体的な取組や検討内容を記載することが困難である。計画上の記載はこのままとする。

・素案 P74、75 ライフステージを通じた支援について

〈意見〉 40歳～64歳の壮年期の支援について、当事者が40歳ということは、親が高齢となることである。老々介護や5080問題、親亡き後を見据えた準備等を計画中に記載しているが、親を勇気づけるような文章にしてほしい。

〈対応〉 文章を加筆した。

第5次所沢市障害者支援計画素案、変更点について。

・素案 P28、29 差別解消と権利擁護の推進について

〈変更点〉 レイアウトを変更。注釈部分の文字を大きくした。主要な課題を「障害者差別の解消」「権利擁護・虐待防止」に変更。

・素案 P33、35 社会参加の促進と協働の推進について

〈変更点〉 主要な課題を「障害者の社会参加の促進」「障害者と市民との相互理解」と記載。

「所沢サン・アビリティーズ及び所沢市こどもと福祉の未来館の体育館等を利用した障害者数」と記載。サウンドテーブルテニス室の利用を含めた集計に変更。

・素案 P37 福祉サービス等の充実について

〈変更点〉 主要な課題として「地域で自立した生活を送る上での不安の解消」「福祉サービス等の充実」と記載。

・素案 P41～43 支援体制の充実について

〈変更点〉 主要な課題として「相談支援」「地域の支援体制」「重度障害支援体制の整備」を記載。重度障害者支援体制の充実については「医療的ケアに対応可能な体制の整備」のみであったが、前回の会議を受け「重度障害者への支援」を追加。

「施設入所支援」については国では削減目標を掲げているが、所沢市では入所希望者が一定数待機しており、施設入所

	<p>支援の整備が必要であると考えため記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案 P45 保健医療の充実について 〈変更点〉 主要な課題として「障害の原因となる疾病等の予防・治療」「保健事業」「保健医療体制」と記載。 ・素案 P49 育ちと学びの充実について 〈変更点〉 主要な課題として「幼児期における環境整備」「学校の教育体制・教育環境」「学習活動の充実」を記載。「学校の教育体制・教育環境」については、学び方の異なる児童生徒への多様な支援方法の開発と共有に変更。 ・素案 P53、55 雇用・就労の促進について 〈変更点〉 主要な課題として「雇用の受け皿」「就労及び職場定着」と記載。 ところざわサクラタウンの写真を掲載。角川武蔵野ミュージアム内について紹介。 ・素案 P57 情報アクセシビリティの向上について 〈変更点〉 主要な課題として「対象者に応じた適切な情報発信」「意思疎通支援の取組」と記載。 ・素案 P61、63 安心・安全なまちづくりについて 〈変更点〉 主要な課題として「外出時の障壁の除去」「災害時の不安解消」と記載。 前回の会議を受け、避難所に関する記載について、「一時避難所」「二次避難所」と表記を追加。注釈も加筆。 ・素案 P74 〈変更点〉 ライフステージの記載について、前回の会議を受け壮年期（40歳～64歳）の支援について、家族も年齢を重ねる旨を加筆。 ・素案 P75 〈変更点〉 重点的な取組・支援の中の高齢の家族に対する支援について加筆。
<p>会長</p>	<p>第5次所沢市障害者支援計画素案について、報告がありましたが、ご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>冒頭の市長挨拶の内容を手話で見ることのできる動画を作成し、計画中にQRコードで掲載できないか。障害者差別解消法の観点から考えても確約で掲載いただきたい。</p>

事務局	合理的配慮について、できる限り実施しなければならないことは認識しており、委員の意見も承知しているが、この場で確約はできない。そのような対応が技術的に可能か確認する。
委員	ライフステージを通じた支援の乳幼児期の支援について、乳幼児期から一貫した支援を行う機関が必要であると考えている。母子保健分野と障害福祉分野等が、分野横断的な対応を行うことを目指していく旨の記載を計画中に加えてほしい。
事務局	保健センターが実施している、母子保健事業のなかで子育て相談から健診を経て、障害等により支援が必要という判断となった際に、こども相談センターやこども福祉課へつないでいくという流れができています。計画等への記載については、すでに協力の流れがある旨等を加筆することを検討したい。
会長	連携のイメージがわかりやすい資料を作ってほしいという意見か。
委員	理想としては、児童版の基幹相談支援センターのような障害福祉分野と母子保健分野が協働して対応を行う相談窓口を設けてほしいと考えている。
委員	この意見は、学齢期では関連分野間の協働の箇所でカバーされている。就学前の時期は、特に分野間協働が困難であるため、学齢期に準拠して相談支援に関する文言を一行程度記載したらよいのではないか。
会長	事務局には、関連分野間の協働の箇所に、母子保健分野と障害福祉分野が連携して支援する旨の文言を加筆するよう検討していただきたい。 ここで一度休憩にします。 —休憩—
会長	再開します。 第5次所沢市障害者支援計画素案についてのうち、第3章「障害福祉サービス等の目標値・見込量」について事務局より説明をお願いします。
事務局	障害福祉サービス等の目標値・見込量について説明する。 <素案P80 障害児者の福祉サービスの全体像について>

・障害福祉計画・障害児福祉計画で記載する法定事業は3点。

- ① 障害者総合支援法を根拠に実施する「障害福祉サービス」。国がサービス内容や支給要件を定めており、全国どの自治体でも同様のサービスを受けることができる。
- ② 障害者総合支援法を根拠に実施する「地域生活支援事業」。障害福祉サービスでの対応が難しい地域ごとの対応に対応するもの。
- ③ 児童福祉法を根拠とする「障害児支援」。障害児通所支援、障害児相談支援が主なサービス。障害福祉サービス同様に国で定めている。

「障害福祉サービス」の主な中身は、介護を伴うサービス「介護給付」。生活訓練、就労訓練等を行う「訓練等給付」。「相談支援」「自立支援医療」がある。

就労訓練については後ほど、目標値の説明で度々出るため、より詳しく説明する。就労と名のつくサービスは3つある。

- ① 「就労移行支援」
一般就労（民間企業等に障害者雇用枠で就労すること）につなげる支援。
- ② 「就労継続支援」
一般就労に繋がらなかった方が、福祉サービスの一環として就労を行う。労働基準法が適用され最低賃金が適用される「就労継続支援A型」と工賃という形で報酬を得る「就労継続支援B型」の2種類がある。
- ③ 「就労定着支援」
一般就労することが決まった方が、生活環境等の変化により仕事を辞めてしまわないように定着に向け、フォローアップをするもの。

計画目標値について

〈素案P81〉

・福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに11人が入所施設から地域生活に移行することを目標に掲げている。国では障害者施設入所者数の削減目標を掲げているが、入所を待っている人が一定数いるため、県の方針に従い設定していない。

・地域生活支援拠点が有する機能の充実

ページ下部に注釈を記載し説明。障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住機能をもつ場所や体制のこと。主な機能として「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5点を柱とすることが国より示されている。

所沢市では第4次所沢市障害者支援計画において令和2年度末までに地域生活支援拠点の整備が完了するよう目標

を定めており、概ね完了予定。第5次所沢市障害者支援計画では地域生活支援拠点を令和5年度末まで継続して確保する旨と拠点の整備が機能しているか、運用状況の検証および検討を年1回以上行くと記載する。

〈素案P82〉

・福祉施設から一般就労への移行等

福祉サービスを通し、一般就労に繋がった方の人数、令和5年度の一般就労移行者数50人を目標とする。50人の内訳は就労移行支援経由41人、就労継続支援A型経由2人、就労継続支援B型経由が7人。就労移行支援が一般就労への移行を目的としているため、就労移行支援経由が全体の8割程度を占める。ただし就労継続支援A型・B型を利用している方が一般就労へ移行することもあるため、目標値を設定。

一般就労ができて、環境の変化等で辞めてしまうことがあり、就労の定着が課題として挙げられる。多くの人に就労定着支援を利用してもらうため、令和5年度の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合を7割以上に目標値を設定。

就労定着支援サービスがしっかり機能していることが重要であるという考えから、令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数を就労定着支援事業所の7割以上に目標値を設定。

〈素案P83〉

・障害児支援の提供体制の整備等

「児童発達支援センターの設置数」「保育所等訪問支援の体制の構築」「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」についてはすでに設置、構築が完了しているため、令和5年度末までに継続して確保、維持とした。

重症心身障害児を支援する事業所の設置については、児童発達支援事業所の設置数と放課後等デイサービス事業所の設置数については令和5年度末までに1カ所以上設置することを目標とした。

〈素案P84〉

・相談支援体制の充実・強化等について

障害者の相談支援は3層構造となっており、市内の相談支援体制全体をとりまとめる所沢市基幹相談支援センター。同センターの補助や福祉サービスの利用者以外からの個別の相談等を行う委託相談支援事業所。福祉サービスの一環としてケアプランの作成とその進捗管理を行う指定特定相談支援事業所。各々が役割を担い相談支援体制を構築している。

基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の令和5年度末までの継続実施と記載。

基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所への後方支援件数 8 件／年と記載。

自立支援協議会の相談支援部会において実施する、グループスーパービジョン等の人材育成のための研修の実施回数 5 件／年と記載。

自立支援協議会の相談支援部会の開催回数 10 回／年と記載。

・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害支援区分の認定を行う、支給決定処理に関わる職員が知識を充実させるため、研修に参加するもの。埼玉県が実施する研修等への市町村職員の参加人数（述べ人数）10 人／年と記載。

障害者自立支援審査支払等システムにより審査結果とは、障害福祉サービス事業所が障害当事者にサービスを提供した際、そのサービスに費用がかかる。事業所は利用者に費用請求するが、公費にて支払いをする部分もあるため、市役所へ請求も行う。ただし、公費の請求は市役所へ直接ではなく、埼玉県国民健康保険連合会を通し、利用者の障害認定区分や支給決定の内容等を確認し請求に誤りがないか審査をした結果を受け、市役所で支払いを行う。国としては支払いできない場合の情報を、利用者と共有することを想定している。

埼玉県国保連から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務を令和 5 年度末まで継続実施と記載。

埼玉県国保連から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務 12 回／年と記載。

〈素案 P85〉

・福祉サービス等の見込量について

訪問系サービスの見込量は、国の示した方針に従い、平成 30 年度と令和元年度の実績をベースに算出。令和 2 年度の実績については現在統計中であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでとは異なる傾向の数値となる可能性があることを承知いただきたい。

第 5 次所沢市障害者支援計画から新たに追加したもの

〈素案 P92〉

・発達障害者等に対する支援

発達障害の早期発見、早期支援を目的し設定。主に保護者の方に向けた情報提供等を行う旨を記載したものを今回、新たに記載。

〈素案 P93〉

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築協議の場について、精神障害者の地域移行や定着について新たに記載。

〈素案 P97〉

- ・見込量確保のための方策を第5次計画より新たに3つのサービスに分け方を記載。

①訪問系サービス

訪問系サービスの安定的な提供のため、サービス提供事業所の運営状況等の把握に努めるとともに広く情報提供を行う。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスの充実を図るために、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる施設等に補助金を交付し、重度障害者の日中活動の場の確保を進める。

③居住系サービス

医療的ケアを必要とする重度障害者を受け入れた施設に補助金を交付し、重度障害者の地域生活の場の創出に努める。地域における居住の場であるグループホームの設置を促進します。グループホームにおける支援を充実化していくため、自立支援協議会等において、グループホームや相談支援事業所の職員による情報共有や意見交換の場を設ける。

施設入所支援に関しては、地域でのセーフティネットとしての役割等もあることから、障害当事者の家族等からの切実な要望であることも踏まえ、必要なサービスの提供を行う。

〈素案 P98〉

- ・相談支援

基幹相談支援センターや委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の後方支援を行い、相談支援の充実化と事業所の地域定着を図る。社会福祉法人等に対する、適切な情報提供や勧誘により、相談支援事業所の新規開拓を進める。

- ・障害児通所支援等

障害児のニーズに応じて、保育所、学校、相談支援事業所等との連携を図りながら、発達支援、家族支援、地域支援など総合的な支援を行う。

- ・地域生活支援事業

障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知啓発等に関する取組を行う。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を中心とした相談支援事業の充実化を図る。

成年後見制度の周知及び利用促進を図り、障害者の権利擁護を推進する。

手話通訳・要約筆記者の派遣や、各種講習会の実施、障害

に関する理解促進等を通じて、コミュニケーション支援の充実化を図る。

重度障害者等の日常生活を支援するために、適切な日常生活用具の給付を行う。

障害者の社会参加を促進するため、障害の状況に合わせた移動支援の提供に努める。

障害者の創作的活動、生産活動機会の確保のため、継続して地域活動支援センターを運営する。

その他の事業に関しても、障害者の生活実態やニーズを把握しながらサービス提供に努める。

資料編について

〈素案 P100〉

・計画の策定経過

第5次所沢市障害者支援計画の検討を実施した、所沢市障害者施策推進協議会や委員会等を掲載。

〈素案 P101〉

・所沢市障害者施策推進協議会の名簿を掲載。

〈素案 P102～103〉

・所沢市自立支援協議会の名簿を掲載。

〈素案 P103〉

・第5次所沢市障害者支援計画策定検討委員会の名簿を掲載。

〈素案 P104～111〉

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例について

・制定趣旨、検討経過のまとめ

・条文を掲載。

〈素案 P112～114〉

・障害児に関する数値一覧

手帳所持者等の状況（18歳未満）、障害福祉サービス等（18歳未満）原則サービスは18歳以上が適用ではあるが条件が合致すれば利用可能なため掲載。地域生活支援事業の実績値・見込量を掲載。

本編〇〇ページ関係と記載しているものは、障害者・障害児合算の数値を記載している箇所を示している。

会長

第5次所沢市障害者支援計画素案のうち、第3章以降について報告がありましたが、ご意見・ご質問はございますか。

委員

ペアレントメンター養成講座の受講者数について、令和元年度の実績値が0人となっているが、自分は当該年度に講座に参加したので誤りではないか。

事務局	<p>こちらは、平成30年度に県の支援を受け実施したもので、所沢市が主催で実施したペアレントメンター研修会の参加者数のみを載せている。県主催の講座に参加した所沢市民の数ではないため0人となる。</p>
委員	<p>訪問系サービスの見込量は、利用者数が増加するにも関わらず、利用時間が減っている。どのような理由が考えられるか。</p>
事務局	<p>理由は正確にわからない。予測として考えられるのは、サービスの支給決定時はある程度、余裕をもって利用時間を決定できるようになっている。そういった経緯を精査した結果ではないかと考える。現在の数字は国や県の中間調査の際に試算した概算値となっており、来年1月に最終調査が出る。</p>
委員	<p>当事者から重度訪問介護の支給量が足りないという話を聞くことがあるので、見込量が減少していることを受けて、サービスの利用時間が制限されることが懸念される。引き続き、訪問系サービスの見込量について注視してほしい。</p>
会長	<p>これは国の指針等に従って算出したものなのか。</p>
事務局	<p>国、県の指針では平成30年度と令和元年度の実績値を基に算出するよう求めており、その結果を記載している。なお、先ほど申し上げた通り現在の数値は概算値であり、来年1月に最終の照会があるので、その際に改めて精査することとしたい。</p>
委員	<p>当事者には、サービス利用時間を減らしていくというメッセージと取られかねないため、別の記述ができるようであれば、所沢市としての方針について、改めて検討してほしい。</p>
会長	<p>見込量が減少していると、サービス利用を抑制する意図があるようにも取られかねないので、再度確認してほしい。</p>
委員	<p>ピアサポート活動とは具体的にどういったことを行っているのか。</p>

事務局	<p>委託相談支援事業の中で相談支援を実施しており、委託相談支援事業所のスタッフとしてピアカウンセラーを配置し、相談に応じるというものである。</p>
委員	<p>資料編の中で、パブリックコメントの実施について記載があるが、公募の媒体や実施時期について教えてほしい。</p>
事務局	<p>広報ところざわ、電子申請、用紙配架、ところざわほっとメール等、多様な媒体を用いて行う予定。実施時期について正確なことは言えないが、1月中旬頃の開始を見込んでいる。</p>
会長	<p>議題「その他」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次回の協議会の時期は2月に開催予定。本日の会議を踏まえた上でパブリックコメントを実施。その内容を反映した最終的な第5次所沢市障害者支援計画案をお示しすることになる。 開催時間や議題等、詳細が決まり次第、事務局より連絡する。</p>
会長	<p>事務局からの報告にご意見・ご質問はございますか。 特にないようであれば、本日の会議で出された意見については、協議会の意見として事務局にお渡ししたいと思います。 これをもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 最後に、三好副会長に閉会のご挨拶をお願いします。</p>
副会長	<p>本日も多くの貴重な意見が出たように思う。その意見を踏まえさらによりよい、第5次所沢市障害者支援計画策定になるように引き続きよろしくお願ひしたい。 今年も残りわずかになり、よりよい年をお迎えください。また、来年もよろしくお願ひします。</p> <p>閉 会</p>